

# 寿生会訪問介護事業重要事項説明書

## 1. 事業の目的と事業運営の方針

事業の目的	社会福祉法人寿生会が開設する寿生会訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う訪問介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員」という。)が要介護状態にある要援護者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。
事業運営の方針	・事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 2. 寿生会訪問介護事業所の概要

※相談・苦情窓口

### ◎名称・所在地

ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

法人名	社会福祉法人 寿生会	理事長	向井 利信
事業所名	寿生会訪問介護事業所	所長	中机 茂幸
所在地	〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村 田野畑 120 番地 18	電話 FAX	0194-33-3221 0194-33-3223
介護保険指定番号	岩手県知事指定 No. 0373000223号		
提供実施対象区域	田野畑村全域		

### ◎事業所の職員体制

職名	常勤	計
所長(管理者)	1名	1名(兼)
サービス提供責任者	1名	1名(兼)
訪問介護員	2名	2.5名(兼)

### ◎営業日・時間

※電話等により 24 時間常時連絡可能。

営業日	月曜日～土曜日(祝日を含む)
サービス提供時間(移動時間を含む)	午前 7 時 00 分 ~ 午後 7 時 00 分
定休日	日曜日、年末年始(12/29~1/3)

## ◎サービスの内容

<p>身体介護</p>	<p>① 利用者の身体に直接接触して行う介護。(準備や片付けを含む)</p> <p>② 利用者の日常生活動作や意欲向上のために利用者と共にを行う自立支援のサービス。</p> <p>③ 専門的技術や知識をもって行う、利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス。</p>	<p>・着脱介助 ・移動介助 ・入浴介助</p> <p>・排泄介助 ・体位交換 ・食事介助</p> <p>・自立支援の為の見守りの援助</p> <p>・医師の指示による特別な調理</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>生活援助</p>	<p>家事を行うのが困難な利用者に対して日常生活の援助を行う。</p>	<p>・調理 ・掃除 ・掃除 ・買い物</p> <p style="text-align: right;">等</p>

## ◎サービスの利用開始

利用開始 ⇒ お電話等でお申し込み下さい。職員がお伺いします。

訪問介護計画作成と同時に、契約サービスの提供を開始します。

※他機関にサービス計画を依頼している場合⇒事前に介護支援専門員に相談下さい。

## ◎サービスの終了

①サービスを終了する場合は、終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②当事業所の都合でやむを得ない事情により、サービス提供を終了する場合があります。

その場合は、終了30日前までに文書で通知します。

③自動終了 以下の場合は通知がなくても自動的にサービスを終了します。

利用者が他の介護保険施設に入所した場合

利用者の要介護認定区分が非該当(自立・要支援1・要支援2)と認定された場合

利用者が死亡した場合

④その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう再三の催告にもかかわらず、最終催告より14日以内に支払わない場合。

・利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。

・利用者が、入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

・利用者やご家族が、本契約を継続しがたい背信行為を行った場合。

## ◎利用料金

	負担割合	1割負担	2割負担	3割負担
身 体 介 護	20分未満 (身体0)	163円	326円	489円
	20分以上～30分未満 (身体1)	244円	488円	732円
	30分以上～1時間未満 (身体2)	387円	744円	1,161円
	1時間以上～1時間30分未満 (身体3)	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上の場合 30分増すごとに追加	567円 30分毎 +82円	1,134円 30分毎 +164円	1,701円 30分毎 +246円
生 活 援 助	20分以上45分未満 (生活2)	179円	358円	537円
	45分以上 (生活3)	220円	440円	660円
2人訪問 ※ただし、給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。		2倍の額	2倍の額	2倍の額
介護職員等処遇改善加算 (I)		所定単位数に 24.5%を加算。		
介護職員等処遇改善加算 (II)		所定単位数に 22.4%を加算。		
介護職員等処遇改善加算 (III)		所定単位数に 18.5%を加算。		
介護職員等処遇改善加算(IV)		所定単位数に 14.5%を加算。		
※(I)～(IV)のいずれかを算定。				
特定事業所加算(II)		所定単位数に 10%を加算。		
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が訪問介護を行った場合。 (初回のみ) 1割負担 200円/2割負担 400円/3割負担 600円加算。			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族に要請を受けて、訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合。(1回につき) 1割負担 100円/2割負担 200円/3割負担 300円加算。			
特別地域加算	所定単位数に 15%を加算。※田野畑村全域は、特別地域加算の対象地域に指定されています。			
交通費	提供実施対象区域(田野畑村全域)を超えてから、社会福祉法人寿生会が実施する介護輸送サービス事業の距離制運賃を準用した額を徴収する。1kmごと100円加算。			
同一建物減算	事業所と同一敷地内又は隣接する建物に居住する場合、10%減算。			
早朝加算・夜間加算	午前6時から午前8時、午後6時以降は 25%加算。			

### ◎料金の支払い方法

1 現金【月払】	利用時に訪問介護員が受領します。	
2 口座振込み	北日本銀行が指定となります。	手数料 有
3 郵便振替	田野畑村デイサービスセンターを利用している方のみの対応です。デイサービス利用料金と合わせて引き落としになります。	手数料 10 円

### ◎サービス利用にあたっての留意事項

ホームヘルパーの変更の可否	変更を希望される方はお申し出下さい。
男性ヘルパーの有無	希望される方はお申し出下さい。
その他	不明な点は、ご相談下さい。

### ◎緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、他関係機関等への連絡をします。

### ◎事故発生時の対応

- ・サービス提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- ・サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、加入している保険の範囲内で損害を弁償します。

### ◎秘密保持

訪問介護員が、サービスを提供する上で知り得た利用者・家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は、契約終了後も継続します。

### ◎虐待防止について

養護・虐待防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。  
【虐待防止に関する責任者】 所長 中机 茂幸
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を行います。
- (5) 訪問介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者の悩み等を相談できるよう体制を整えます。